

【人口比例選挙の保障】の 歴史

2. その説明

第1に、憲法前文第1文は、「主権が国民に存する」と定めている。

ここで、**主権とは、[国政のあり方を決める権力]**である。

第2に、憲法前文第1文は、「(主権者たる)日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。

換言すれば、「(主権者たる)日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて(国政のあり方を決めるべく)行動し、」である。

そして、**【国民が、正当に選挙された国会における代表者を通じて国**

政のあり方を決める『手続』の基本的条項が、**憲法56条2項**である。

第3に、憲法56条2項は、「両議院の議事は、…出席議員の過半数でこれを決し」と定めている。

① 非「人口比例選挙」では、

(i) 必ず、[多数(=過半数)の国民]が、[少數(=半数未満)の国会議員]を選出し、その裏返しとして、

(ii) 必ず、少數の国民が、多数の国会議員を選出する。

非「人口比例選挙」の結果、[多数の国会議員]の意見と[多数の国民]の意見(但し、多数の国民から選出された国会議員の意

見)が対立する場合、憲法56条2項の下では、[多数の国会議員]の意見が、必ず、[多数の国民]の意見に勝つことになる。

これでは、「主権者は、国会議員」ということになってしまう。

かかる【非「人口比例選挙」の帰結】は、**憲法1条の「主権の存する日本国民」**の定めに反する。

結局、「**国民主権**」(憲法前文第1文、1条)を前提とする以上、「両議院の議事」を決する「過半数の「出席議員」」を選出した**主権者**の数は、必ず、[全「出席議員」]を選出した**主権者**の数の過半数でなければならない。

② 全「出席議員」の過半数が、必ず、[全「出席議員」]を選出した国民(主権者)の過半数から選出されるようにするためにには、

選挙が、[全「出席議員」]の過半数が、必ず、[全「出席議員」]を選出した主権者(国民)の過半数から選出されるようにする[変換ソフト]でなければならない。

そして、その[変換ソフト]は、「人口比例選挙」以外に無い。

第4に、国民の多数(=過半数)が、「現政権政党」を支持せず、政権交代を求めて、次回選挙で、対立政党の国会議員に投票したとしよう。その場合、非「人口比例選挙」では、

1. 発見

(1) 過去、衆院選で言えば、「1票の格差は、2倍未満ならば、合憲」が、一般的であった。

【人口比例選挙】が、

- ① 憲法前文第1文(「日本国民は、正に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」「主権者が国民に存する」)、
 - ② 1条(「主権の存する日本国民」)、および
 - ③ 56条2項(「両議院の議事は、…出席議員の過半数でこれを決し」)
- の3つの定めによって、**保障されているという真実**が、発見された。

(平成25年10月23日最高裁弁論より)

(2) この発見により、[1票の格差(=

意見広告

(シリーズ13) 朝日新聞意見広告シリーズ(2013) [朝刊掲載日]

1	4/20又は21	2	5/3	3	5/18又は19	4	6/23
5	7/11又は12	6,7	7/15	8	8/3	9-1~3	9/7
10	10/11又は12	11	10/18	12	11/12又は14		

1票の住所差別)の問題】は、

①「1票の格差は、2倍未満なら合憲」「いや、1.6倍未満なら合憲」等々といった、過去50年間続いている、「法の下の平等」(憲法14条)を巡る【追加減の問題】から

②「人口比例選挙」は、(i)憲法前文第1文、(ii)1条、(iii)56条2項の[3つの定め]によって保障されているか、否か、という【文理解の問題】へ、

【コペルニクス的転換】がなされた。

の74人(51%) (=多数の国会議員)を選出し、

残余の6,846万5,742人(65.3%)の有権者が、残余の72人(49%)の参院議員を選出した(総務省資料より、2013年7月3日)。

2013年7月参院選挙区選挙は、非「人口比例選挙」である。

以上



<http://www.ippyo.org/> 一人一票 検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221 [連絡先] 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議